

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人によれば、請求人は、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までのうち、延べ約〇年〇か月間チェーンソーを使用して立木の伐採作業を行っていたが、平成〇年頃から徐々に両手指の痺れや痛みを自覚し始めたという。請求人は、A病院に受診し検査を受けたところ、右手指振動障害（疑）と診断され、振動病との診断名の下、B病院において療養を開始した。
- 2 請求人は、長年のチェーンソーを使用しての山林伐採業務により両手指の振動病を発症したとして、平成〇年〇月〇日、監督署長に対し療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人には約〇年の振動業務従事歴が認められるものの、振動障害にり患していることを示す医学的所見が認められないことから、業務上の疾病と認定することはできないとして、同年〇月〇日付けでこれを支給しない旨の処分を行った。
- 3 請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をし、監督署長の処分は確定している。
- 4 その後、請求人は、徐々に手の痛みがひどくなったとして、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し「振動病」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 5 請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由による

ものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

6 請求人は、本件処分を不服として、審査官に対し審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をした。

7 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

(略)

第4 争点

請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、今般の決定に当たり、請求人から聞き取りを行ったのみで再検査をすることもなく、また、主治医の診断を無視しているので、不支給とした処分は誤りである旨主張する。

(2) そこで、今般の不支給決定に至る経緯をみるに、請求人は、長年チェーンソーを使用しての山林伐採業務により両手指の振動病を発症したとして、平成○年○月○日、監督署長に対し療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人には約○年の振動業務従事歴が認められるものの、振動障害に罹患していることを示す医学的所見が認められないことから、業務上の疾病と認定することはできないとして、同年○月○日付けでこれを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、審査官に対し審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をし、請求人が再審査請求を行わなかったため、監督署長の処分は確定している。

請求人は、その後も手の痛みが続き、C病院において再度検査したところ、本件疾病との診断を受けたことから、本件請求に至ったものである。

なお、請求人は、平成○年○月以降、振動業務には従事していないと申し立

ている。

(3) 上記(2)のとおり、請求人は、振動病を発症したとして、平成〇年〇月〇日、監督署長に対し療養補償給付を請求しているが、当該請求に対する処分に当たり、監督署長は、A病院作成の診断書(写)、B病院作成の意見書(写)等を添え、D医師に医学意見を求めたところ、D医師は、請求人に必要な検査を実施した上で、意見書において請求人の振動障害の発症を否定している。

当審査会として、D医師の前記意見書を精査したが、A病院における診断名は右手指振動障害の疑いとどまるところ、D医師の医学意見は、最新の医学的知見に照らしてその内容に妥当性を欠くとみるべき事情もなく、当該意見書を踏まえた監督署長の処分を失当とする理由はないものと判断する。

そうすると、振動障害は、医学的に振動工具の使用を中止した後に発症したり、症状が悪化することは通常ないとされているところ、請求人は、平成〇年〇月以降、振動業務には従事していないと述べていることから、当審査会としても、請求人に、平成〇年〇月〇日付け振動障害診断票記載の検査所見が認められても、当該所見と請求人が従事した振動業務との間に因果関係があるとはいえないとするE医師の意見は妥当であって、今般、請求人の訴える症状は、業務に起因するものとは認められないと判断する。

なお、請求人は、D医師の上記意見書の根拠となった平成〇年〇月のF病院における検査に関し、タッピング検査を受けた記憶がないこと、末梢循環機能検査のときの室温が24度となっていたことの2点について疑問がある旨主張するが、D医師の上記意見書において、タッピング検査については、同年〇月〇日付けの他の医療機関での検査結果等を踏まえ検討していること、末梢循環機能検査のときの室温は、21度と24度で検査している旨の記載があることから、当審査会として、D医師の医学意見の妥当性を左右するものではないと判断する。

3 結 論

以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって主文のとおり裁決する。